

社 会 福 祉 法 人 南 秋 福 祉 会

役員及び評議員費用弁償規程

社会福祉法人南秋福祉会

役員及び評議員の費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、本会の業務のために執務する役員（施設長を除く）、評議員の会議または研修等に対して支給する費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員及び評議員の会議、研修等)

第2条 役員及び評議員は必要に応じ会議、研修に参加しなければならない。

(費用弁償の支給)

第3条 理事長の勤務及び役員、評議員が会議または研修に参加したときは、その実態に応じて費用弁償を行う。

(費用弁償額及び種類)

第4条 費用弁償額は、別表1のほか会議及び研修等の主催者が定めた額を費用弁償するものとする。

附則

この規定は、平成13年10月1日から施行する。

この規程は、平成16年3月12日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別表 1

役員、評議員の費用弁償額

区 分	日 当		宿 泊 料	
	県 内	県 外	県 内	県 外
役 員	2, 0 0 0	2, 0 0 0	1 2, 0 0 0	1 2, 0 0 0
評 議 員	2, 0 0 0	2, 0 0 0	1 2, 0 0 0	1 2, 0 0 0
<p>※ 上記費用の他、会議費用、研修参加費用等必要に応じて支払うこととする。</p>				